

自由民主党茨城県議員会政務調査会では、わが党が茨城県政を推進する上での指針として、「平成22年度茨城県重要政策大綱」を決定し、平成21年12月9日に知事に提出しました。

以下に、その概要を掲載いたします。

活力と安心への挑戦 茨城の底力

平成22年度 茨城県重要政策大綱

茨城県政の基本方針(概要)

戦後最悪の経済危機とも相まって、地域格差などが拡大しつつある中で、300万県民の負託に応えることが、県議会の本来の使命と考える。その中心的な役割を担うわが党は、県政の責任政党として「草の根の声」を積極的かつ謙虚に受け止め、県民の目線で民意の反映に努めなければならないのは言うまでもない。

具体的には、希望の持てる県づくりのためのビジョンを明確にし、県民とともに推進していく責務があることから、早期の景気回復や、悪化の一途をたどる雇用情勢の改善を最優先課題とし、医療や福祉、教育、環境など様々な分野の課題に、今後ともより一層取り組んでいくとともに、財政の健全化に不退転の決意をもって向き合い、議論を深めていくことが求められているのである。

この平成22年度県重要政策大綱は、そうした基本的な認識のもとに、友好団体から聴取した県政要望や意見をはじめ、衆院選や知事選の際に寄せられた県民の切実な悩みや、日々の政調会活動で明らかになった課題、各議員の議会・議員活動などをベースに取りまとめたものである。

平成22年度県予算編成に当たっては、今年度末現在で1兆8000億円まで膨らむ県債残高や、来年度当初予算編成時に見込まれる330億円もの財源不足、出資団体改革などへの対策に加え、新政権下で最初の予算編成とあって、政策転換に伴う対応を迫られることは必至であり、困難な事態が想定される。しかし、従来以上に「選択と集中」「創意工夫」に努め、特に最重要政策に掲げた項目の施策化を強く求めるものである。併せて、施策の推進に当たっては、県民各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第である。

<活力と安心への挑戦(茨城の底力)のための最重要政策項目>

(1) 第二期地方分権改革と行財政改革を一層推進する。

自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「地方政府」の実現に向けて、第二期地方分権改革を強力に推進する。

地方の財源不足に対応した交付税総額を復元・充実するとともに、国と地方の財源配分をまずは5：5となるよう税源移譲を進め、併せて税収の偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を構築することにより、地方の行財政基盤の充実強化を推進する。

財政再生団体への転落を回避すべく財政構造の改革を進める。そのため、持続可能な財政運営及び将来の世代に過大な負担をさせないよう、県債残高（国の地方財政対策による特例的な県債を除く）の減少などに取り組む。なお、将来負担比率等の新たな指標を含めて、分かりやすい財政情報の開示に努める。

県等保有土地については、多額の金利負担をしいることなどから、県有地等処分・管理対策本部において、保有土地全体の処分方針等を定め、弾力的な処分価格の設定等により早期処分に努める。

県出資法人等のうち、県民への影響の大きい住宅供給公社、土地開発公社、開発公社については、今後の事業運営の責任体制を明確にし、県民負担の抑制を念頭に抜本的改革を推進する。

住宅供給公社については、早期解散も含め早急に対応策を決定し、実施する。

土地開発公社については、ひたちなか地区の保有土地の早期処分を強力に進め、低価格法の適用による財務状況の透明化を図るとともに、そのあり方について検討を行う。

開発公社については、県の公共工業団地受託事業を中心とし、福祉施設部門、ビル管理部門の縮小化等により事業を大幅に見直すとともに、将来的な廃止も視野に入れ、改革を進める。

三公社が保有する土地については、全庁的・統一的取り組みを促進する体制のもと、弾力的な価格設定などにより早期処分を図る。

新たな県民ニーズ等に対応するため、県民サービス向上や職員の意識改革・組織の活性化、成果を重視した行政運営など県庁改革を推進する。

行政刷新会議の事業仕分けの結果、事業廃止や見直しとされた県関連事業については、県民生活への影響や、地方に負担を転嫁するようなことがないよう国に対し働きかけを行う。

(2) 日本の産業をリードする「産業大県づくり」を推進する。

県税の優遇制度などを活用し、企業誘致を強力に推進する。

さまざまな企業の生産環境が向上するように、交通ネットワークをはじめとする各種インフラの整備はもとより、税制の優遇措置、各種許認可の迅速簡素化に取り組むことに努め、地域間競争に負けない産業基盤づくりを進める。

「つくば・東海・日立」を有機的に結び付け、最先端科学技術拠点の形成を図る。

大強度陽子加速器施設（J- PARC）における中性子の産業利用を促進する。

地域の活性化や再生を図るため、構造改革特区、地域再生、都市再生制度を総合的

に活用する。

本県経済の基盤を形成する中小企業の新製品、新技術の開発、販路拡大を支援することにより、創造性・自立性に富んだ中小企業の育成を図る。

(3) 経済の持続的成長に向けて、新たな需要を生み出す新産業の創出・育成を図る。

茨城の持つ最先端科学技術の強みと特色を生かし、中長期的な視点から、成長産業の創出やベンチャー・新事業展開への支援、産業人材の確保・育成などへの投資を促し、新たな需要を生み出す。

産学連携により先端技術研究施設の研究成果を活用し、環境・バイオ分野をはじめとする次世代成長産業の分野において、実用化開発・事業化の推進をめざす。

環境・バイオ分野をはじめとするリーディング産業の新規立地や事業拡大の大きな要件となる人材確保について、地元市町村や企業・学校等の連携により、技術系人材を確保するとともに若年労働力の地域採用・定着をめざす。

(4) 活力ある中小企業等の育成及び雇用対策を強化する。

中小企業再生支援体制を強化するとともに、国際的な金融不安、経済の収縮による悪影響等により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業に対し、信用保証協会における緊急保証制度等の円滑な利用の促進やセーフティネット融資の拡充など金融支援制度の充実を図る。

県内中小企業の地域資源の活用や農商工連携による新事業への取り組みの支援を強化する。

中小企業への技術移転やIT化を支援するとともに、創造的企業・起業家の育成を強力に推進する。

県立日立産業技術専門学院については、県北臨海地域のものづくりを支える人材育成施設として、時代の要請に応えることができるよう施設、カリキュラム等の充実を図るとともに、施設の老朽化が激しく、立地場所も不便であることから、常陸多賀駅前への移転・新築について検討する。

中小小売店等を支援するため、街づくりと一体となった中心市街地の活性化や、賑わいのある商店街づくりを促進する。

事業承継の円滑化に向けた支援の充実を図る。

大型店の社会的責任として、地元商工会議所・商工会への加入促進、「社会貢献計画書」等の作成と提出の義務付けなど社会貢献活動を網羅した条例やガイドラインの制定・策定を進める。

雇用の安定化を図るため、職業訓練等の人材育成や職業紹介施策を充実し、フリーターやニート、離転職者に対して効果的な雇用対策を推進するとともに、ジョブカード制度を周知するなど若年者の正規雇用に向けた積極的な支援を図る。

昨年秋以降の景気後退で、新規高卒者の就職が非常に厳しい状況となっていることを踏まえ、各学校や経済団体などと連携し、より一層の就職支援に努める。

人材が不足している福祉・介護分野や農林水産業分野については、就職説明会やセミナーの開催、修学資金支援、職業訓練の実施などによる就業促進をめざす。

国の交付金により造成した「茨城県雇用創出等基金」を前倒して活用し、本県の実

情にあった雇用機会の創出に努める。

厳しい経営環境に直面している建設業のイメージアップを図るとともに、経営革新や地域貢献に取り組む業者に対する支援機能の充実や県内業者育成のための地元業者への優先発注を行う。また、公共事業の発注について、予定価格の適正化や最低制限価格制度の見直しを図る。

原材料費等の変動に対応できる、実勢価格を反映した予定価格の適正化を図る。

(5) 活力ある農林水産業の振興を図るため、各振興計画を着実に推進する。

茨城農業改革により、本県農業を支える担い手の育成・確保や、米・青果物等の高品質化など、消費者から信頼される競争力ある産地づくりを推進するとともに、「エコ農業茨城」などを展開し、農業・農村・農産物のイメージアップ、ブランド化などにより販売促進を図り、全国をリードする茨城農業を確立する。

小規模農家等にも配慮しやる気のある中小農家への支援や、農村社会が元気になる施策の充実を図るとともに、平成21年度から国が実施している耕作放棄地再生利用緊急対策における助成措置を最大限活用するとともに、本県独自の支援を通じて耕作放棄地の再生利用を強力に推進する。

県民の理解と協力のもと、森林の有する公益的機能が将来にわたって発揮されるよう、森林の保全・整備により一層取り組むとともに、県産材利用を促進し、健全な森林の育成と林業・木材産業の振興を図る。

資源管理型漁業や栽培漁業の推進、漁協組織・漁業経営の強化と人材育成、水産加工業の振興などを通して、力強い水産業の確立と水産物の安定供給を図る。

飼料用稲や飼料用米、米粉用などの新規需要米を推進するための助成措置を講じるとともに、米粉を活用した新商品の開発や米粉の小麦製品への利用拡大など需要拡大に積極的に取り組む。

農林水産物の需要拡大を図るため、農商工等の連携を進め、農林水産物を利用した付加価値の高い新たな加工商品等の開発を支援する。

局地的な竜巻やゲリラ豪雨などによる農業被害については、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用が除外されていることから、局地的な農業被害に対しても、農業用ハウスの修復、再建などのための無利子資金の融通等の措置が講じられるよう、国に対して強く働きかけを行う。

(6) 保健・福祉・医療施策の充実を図り安心・安全な県づくりを進める。

産婦人科・小児科の診療体制を整備するとともに、医療水準の向上を図るため、医師をはじめとする医療従事者の養成・確保を図る。

地域医療再生基金事業を活用して、早期の医師確保（特に産科、小児科、救急医療専門医）と医療体制の整備を図る。

母体及び新生児の救急医療を安定して提供できるよう、NICU（新生児集中治療管理室）の整備を促進する。

救急患者が迅速に適切な処置が受けられるよう、救急医療指令の一元化を進める。

新型インフルエンザの感染拡大を防止するため医療体制を強化するとともに、国の補助制度を有効に活用することなどにより、十分な財源を確保したうえで、タミフ

ル等の医薬品，医療資機材や陰圧室等の整備、県民への普及啓発等、新型インフルエンザの対策に万全を期する。

国内製薬会社のワクチン製造体制の強化や養護教諭等が優先的にワクチン接種を受けられるよう対象者の拡大について国への働きかけを行う。

介護をはじめとする社会福祉事業に対する人材の確保・育成のため、現場職員の処遇改善を図るとともに、物価上昇等が、社会福祉施設の経営に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、経済情勢を適切に反映した報酬や措置費単価の改定を図る。障害のある人が地域社会で自立し、様々な分野で社会参加が図れるよう、地域生活の推進と雇用の拡充を図る。

県立3病院（中央・友部・こども）は、県民への安全・安心な医療提供体制の構築のための積極的な機能充実を図りながら、県財政への負担軽減を図るために、あらゆる経営形態への転換をも視野に入れて方向性を定める必要があるが、地方公営企業法の全部適用を継続する場合にあっては、抜本的な経営改善を推進する。

放射線医療の向上と県北部における心疾患や脳卒中にも対応できるような救急医療を充実するため、県立中央病院の診療機能の強化を図る。

中高一貫教育校や各地域の高校へ医学部進学のためのコースを設置する。

医科大学の誘致を図る。

（7）活力ある地域社会を創出するため、地域や企業と連携しながら社会全体で総合的な少子化対策を強化する。

（8）夢を持ち、心身ともに生き生きとした青少年の育成を図る。

県民の教育に対する関心と理解を深めるため、知事部局と教育庁など関係機関が一体となり、全庁的に「いばらき教育の日」（いばらき教育月間）における取り組みを推進することにより、学校・家庭・地域が連携した社会全体の教育力の向上を図る。家庭の教育力向上を目指して全県的な推進組織をつくり、総合的な対策を進める。豊かな心の育成や道徳教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成諸対策を推進する。

全国学力・学習状況調査等の結果を分析して学習指導の改善に生かし、児童・生徒の学力向上を図る。

全ての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動拠点を確保するため、放課後子どもプランを推進し、そのための条件整備を行う。

新学習指導要領の全面実施に向けて、外国語活動のための英語の教員、理科・数学（算数）の教員の適正配置に努める。

教員の欠員補充や産休・育休に係る常勤講師の確保に努めるとともに、学生に対して教職の魅力を伝えるなど、教員志望者の拡充を図る。

青少年が、携帯電話等のモバイルインターネット端末を使用して有害情報にアクセスすることを防ぐため、インターネットや携帯電話等の危険な側面やその対処法を保護者等に伝えるメディア教育指導員の養成などの諸施策の充実を図る。

保護者に対して、青少年が使用する携帯電話にフィルタリングサービスを導入することを義務付ける。

学校給食に地場産物を使用する割合をさらに高めるため、食育推進計画を見直し、新たな目標数値を設定するとともに、食育の推進・充実を図る。

(9) 地球温暖化対策等を含む環境対策を進め、資源循環型（リサイクル）社会の形成促進を図る。

ごみの減量化・再資源化やダイオキシン等の対策を推進するとともに、ごみ処理施設の整備促進を図る。

下水道（流域・公共）農集排や合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、霞ヶ浦、北浦、牛久沼、洄沼などの河川・湖沼の水質浄化対策を強化する。

資源循環型（リサイクル）社会づくりのため、環境教育を推進し、環境保全県民運動の強化を図る。

新エネルギーの導入、省エネルギー施設整備や低公害車の普及など、低炭素社会づくりに向けた取り組みを推進する。

茨城県地球温暖化防止行動計画に基づき、CO₂削減に向けた県民運動や事業者の環境負荷低減の取り組みを推進するなど、地球温暖化防止対策を総合的・計画的に推進する。

家庭部門における大幅な二酸化炭素削減を達成するため、各家庭での取組から地域で連携した取り組みへの拡大を図る。

事業者における二酸化炭素排出量削減のための意識啓発や、環境マネジメントシステムの普及など、特に中小事業者への取り組みを推進する。

(10) 陸・海・空の広域交通ネットワークの整備を推進し、地域の活性化を図る。

陸・海・空の広域交通ネットワークの整備を図る。

北関東、圏央道及び東関東水戸線の整備を引き続き推進する。

道路整備に必要な財源を確保し、国・県道などの幹線道路網の整備を滞ることなく推進する。

茨城空港については、増大する首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすため、ローコストキャリアを含む国際定期便等の就航を視野に入れ、できるだけ多くの就航路線の確保を図る。

茨城空港の利用を促進し、地域経済に大きな効果が及ぶようにするため、観光資源の発掘・整備を進め、観光客の誘客を促進するとともに、発着国とのビジネス交流を促進するための支援策を講じ、地域産業の拡大・活性化を図る。

空港の国際化は、新たな文化の創造、国際的視野を持った県民の育成という観点から大変重要であり、幅広い世代・分野での交流を通じて、県民が異文化を知り、新たな交流が生まれる大きな契機とするためにも、茨城空港の利活用の促進を図る。

常陸那珂港の整備を推進するとともに、定期航路の開設など、利用拡大を図るため、効果的なポートセールスを行う。

ひたちなか地区においては、国際物流体制の整備や国際展示場の建設、企業立地を推進し、国際港湾公園都市づくりを図る。

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」による支援策

を有効活用し、国の認定を受けた「水戸ひたち観光圏」を中心に、本県観光のさらなる振興を図る。

全線開通を間近に控える北関東自動車道など陸・海・空の広域交通ネットワークを生かし、茨城・栃木・群馬の北関東3県をはじめとした隣県等との官民一体となった連携を推進し、交流の拡大を図る。

茨城空港の活用も視野に入れた広域観光ルートの開発をはじめ、産業、科学技術、保健・医療等、幅広い分野で地域資源の活用を図る。

常陸那珂港区や北関東自動車道を活用した物流の効率化と新たな東西物流軸形成を目指す。

常磐線やつくばエクスプレス等の鉄道網の利便性向上を図り、首都圏との連携を強化するとともに、魅力ある沿線開発を推進する。

常磐線の東京駅への特急・中距離・快速電車の早期乗り入れを図る。

つくばエクスプレス東京延伸の早期実現を図る。

つくばエクスプレス沿線の早期市街化を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、戦略的なPRにより、「つくばスタイル」の定着を図る。

(11) 安全・安心の県づくりを推進する。

県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立するため、治安及び交通安全の対策を強化する。

交通信号機の視認性を向上させるため、信号灯器のLED化を推進し、交通事故の減少を図る。

「振り込め詐欺」の取り締まりと被害防止対策を強化する。

県民の体感治安を向上させるため警察署及び交番・駐在所の再編整備等により、特に夜間における事件の検挙と抑止力の向上を図る。

大規模災害や突発的的重大事件に対応するため、警察・消防・海上保安庁・自衛隊・災害拠点病院等や行政との連携を強化し、危機管理体制の整備や支援策の充実を図る。

安全・安心の明るい原子力立県茨城のイメージづくりの展開を図るとともに、原子力関連事業所の施設等の地震対策を講じるなど、安全管理体制及び防災体制の整備強化を図る。

災害の事前対策に対する中小企業の意識づけを進めるとともに、災害により甚大な被害を受け、再建困難な産業等を支援するため、企業間の連携の強化を促進する。

耐震改修促進計画に基づき、県有施設の計画的な耐震診断・改修に努めるとともに、市町村と一体となって住宅等の耐震化を促進する。特に、学校施設については、耐震化率が低いため、耐震補強等の促進加速化を図る。

公共施設（橋梁等の土木構造物など）の老朽化については、適正な維持管理を図り、長寿命化を進める。

住民の安全確保を優先し、一部屋のみを耐震化する等、家屋全体の耐震化以外の耐震改修について普及啓発等を行うとともに、助成措置の充実を図る。

先の10月8日の台風18号により土浦市などで発生した竜巻被害や頻発するゲ

リラ豪雨など、災害が局地的な場合は、個々の被災者の災害が甚大であっても、「被災者生活再建支援法」の適用が受けられないことから、適用条件の緩和や、一部破損住宅についても支援対象となるよう、制度見直しを国に働きかけるとともに、県独自の支援策を図る。

災害の多様化に対応した市町村の消防体制の整備を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに、県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討を行い、対象市町村に対する支援の充実を図る。

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者の信頼を確保する。

食品等事業者に対して法令順守意識の向上を促すとともに、衛生管理状況や食品表示の監視・指導體制の強化を図る。併せて、事業者による自主的な食品表示適正化に向けた取組を支援する。また、国に対して輸入農産物や輸入加工食品の的確かつ適切な検疫・検査体制の強化や加工食品・外食産業における原産地等の表示制度の拡大を要望するとともに、国や他自治体との連携を強化する。

GAP（適正農業規範）やトレーサビリティ（生産履歴記帳）制度の導入について積極的な推進を図る。

茨城県食の安全・安心推進条例の施行を踏まえ、安全・安心な食品の生産及び供給に寄与するため、実効性のある総合的な食の安全・安心施策を推進する。

牛海綿状脳症（BSE）や高病原性鳥インフルエンザに関する検査・監視体制を維持する。

水資源の安定的確保や用水供給対策、治水対策の充実強化を進める。

霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦の水質浄化、利根川及び那珂川の濁水被害の軽減、並びに新規都市用水の確保のため不可欠な事業として、関係者の理解を得ながら、関係都県と連携し国への働きかけを行うなどにより事業促進を図る。

ハッ場ダムについては、建設が中止されると、洪水対策や暫定水利権の問題など治水、利水の両面で多大な影響を受けることから、関係都県と連携、協調し、事業中止の解除を国に強く働きかけ、ダム事業の推進、早期完成に努める。

（12）住みよい生活環境づくりを推進する。

森林湖沼環境税の効率的な活用を図る。

県民共有の財産である森林や湖沼・河川等の自然環境を、その公益的機能が十分に発揮されるような状態で次代に引き継いで行くため、荒廃した森林に対する間伐や平地林・里山林等の保全整備、高度処理型浄化槽の設置促進や下水道・農業集落排水施設への接続率の向上などの生活排水対策等、森林や湖沼・河川等の保全に資する施策を重点的に推進するなど、その税収を効率的に活用するとともに、事業内容やその効果等については、県民への広報に努める。

霞ヶ浦、北浦などで近年増加し、在来の魚種に悪影響を与えている外来魚（ブルーギル・アメリカナマズ、オオタナゴ等）の駆除対策に漁業者が意欲を持って取り組めるよう助成措置を強化する。

河川、湖沼等における生態系保全等のため、ミズヒマワリ等の特定外来生物の防除を推進する。

道路の整備にあたっては、道路構造令を弾力的に運用し、地域の状況に応じて柔軟に対応することで、より一層の事業費削減及び事業効果の早期発現を図る。

地上デジタル放送への円滑な移行など、高度情報社会の構築を図る。

2011年7月の地上テレビ放送のアナログ放送終了に向けて、デジタル放送への円滑な移行を促進する。

早期にNHK県域地上デジタル放送の県内全域展開を促進するとともに、充実した情報発信を図る。

地域間格差が生じないように、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信環境の整備を促進する。

(13)「いばらきの快適な社会づくり基本条例」に基づく施策の展開を図る。

(14) 県民が実感できる均衡ある各地域の発展を図る施策を強化する。

県の指針となる新たな長期総合計画の策定にあたっては、策定過程から積極的に関与し、長期総合計画とブランド力アップ戦略の有機的連携を図るなどにより、本県の魅力度を高め、県外からの人口や需要を呼び込める地域づくりを目指す。県議会が実施した県民アンケート調査の結果を踏まえ、県民の意向や要望が強い施策（保健・福祉・医療の充実、安全・快適な社会づくり等）の充実を図るための予算の重点配分に留意する。